

## 学外団体への施設貸与における注意事項

施設貸与を再開するにあたり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、以下のとおり注意事項を定めます。利用にあたっては遵守ください。

### <団体の条件>

- ① 利用者全員の連絡先、健康状態および行動履歴を把握していること。
- ② 大学から求めがあれば、施設利用者の名簿を提出できること。
- ③ 屋内施設を貸与した場合は、消毒用アルコールを持参のうえ、利用後は利用箇所を消毒すること。
- ④ 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針について」のイベント等の取り扱いに準拠していること。感染発生時の参加者への確実な連絡体制が整っていること。
- ⑤ 特定（警戒）都道府県や感染が拡大している都道府県、海外（渡航歴を有し、帰国後2週間以内を経過していない場合も含む）からの参加者がいないこと。
- ⑥ 利用にあたっては、3密回避等の感染防止対策を徹底すること。

### <利用当日の注意事項>

- ① 利用当日は利用者全員の体調確認を行うこと。
- ② 発熱などの体調不良や新型コロナウイルス感染症が疑われる症状のある方には施設利用を控えてもらうこと。
- ③ 運動中以外は、マスクを着用すること。（※但し、くれぐれも熱中症には留意すること。）
- ④ 原則、貸与許可施設以外の構内の施設利用は控えること（※但し、トイレに関しては指定場所のみ利用可とする。）
- ⑤ 対面での会話だけでなく、活動中も可能な限りソーシャルディスタンスなどの3密回避に留意すること。
- ⑥ 利用終了後は速やかに退出すること。

2020年9月18日

学長室